委託番号	４５０５
契約形態	業務委託

仕　様　書

１　件　　名　自家用電気工作物点検業務委託（勤労福祉会館）

２　履行期間　令和６年（２０２４年）４月１日から
　　令和７年（２０２５年）３月３１日まで

３　履行場所　草加市旭町六丁目１３番２０号
　　草加市立勤労福祉会館

４　支払方法　業務完了払（年６回払）

５　委託内容

⑴　保安点検業務

①　対象設備　　契約設備電力　１３５ＫＷ

②　点検回数

（ア）　月次点検　年１２回（４月から３月まで）

（イ）　年次点検　年１回（１月）

③　点検方法

電気事業法及び関係法令等に基づく自家用電気工作物の保安点検

④　報告書の提出

点検終了後、速やかに報告書（保安点検報告書）を提出すること。

⑵　高圧受電設備清掃業務

①　対象設備　　２００ＫＶＡ

②　清掃回数　　年１回

③　清掃方法

（ア）キュービクル内の床及び配電盤表面等の埃は、ブロアー又は掃除機で除去する。

（イ）高圧母線、遮断機、碍子、変圧器等に付着した埃は、乾布で払い落とす。

（ウ）碍子、ブッシング等は、乾布またはシリコンクリーナー等を用いて清掃する。

④　停電及び送電

清掃作業の日程は、事前に館長と調整のうえ決定する。

⑤　報告書の提出

点検終了後、速やかに報告書を提出すること。

６　その他

⑴　業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

⑵　草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

⑶　草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成１９年条例第１６号）第６条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年告示第１５５号）第９条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

①　受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

②　受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

⑷　仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

⑸　履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

７　問合せ先

⑴　仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所　契約課

電話０４８（９２２）１１２９（直通）

⑵　契約締結後の問合せ先

草加市役所くらし安全課消費労政係　石橋

電話０４８（９４１）６１１１（直通）

会　館　平　面　図

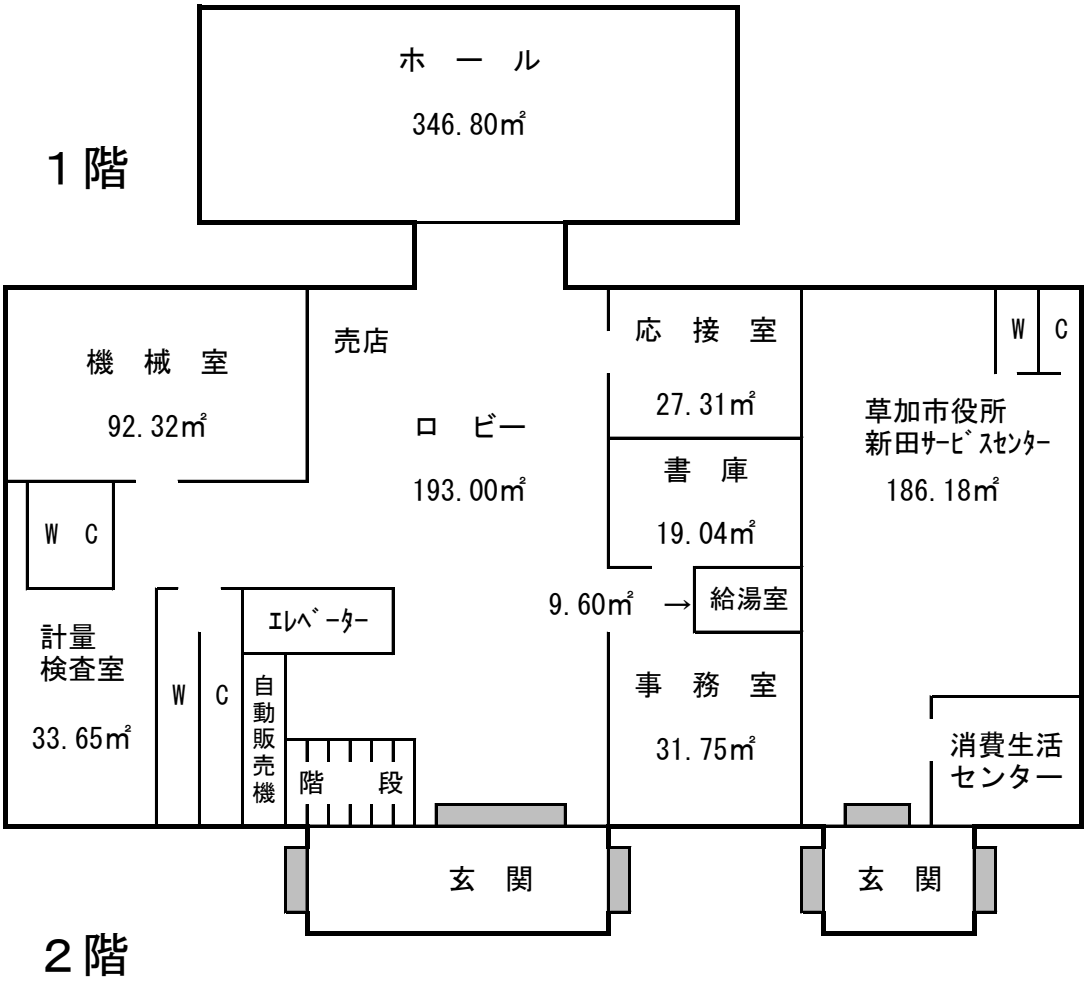
１階
ホ　ー　ル
346.80㎡
機　械　室
92.32㎡
売店
ロ　ビー
193.00㎡
応　接　室
27.31㎡
書　庫
19.04㎡
9.60㎡
給湯室
W　C
草加市役所
新田ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ
186.18㎡
W　C
計量
検査室
33.65㎡
W　C
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ
自動販売機
階　段
事　務　室
31.75㎡
消費生活
センター
玄　関
玄　関
２階

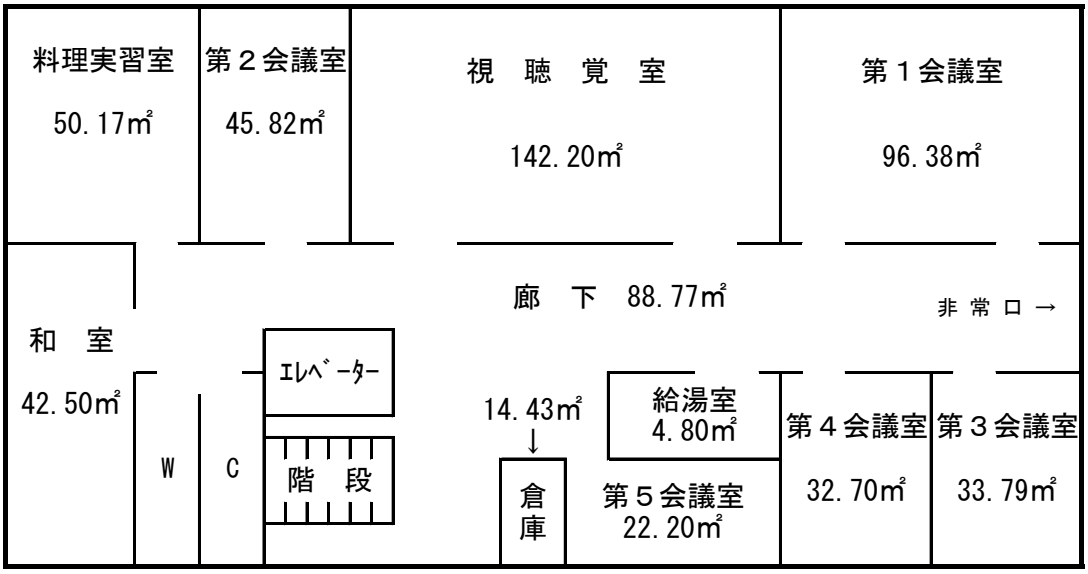
料理実習室
50.17㎡
第２会議室
45.82㎡
視　聴　覚　室
142.20㎡
第１会議室
96.38㎡
廊　下　88.77㎡
非常口→
和　室
42.50㎡
ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ
W　C
階　段
14.43㎡
倉庫
給湯室
4.80㎡
第５会議室
22.20㎡
第４会議室
32.70㎡
第３会議室
33.79㎡